

# 指定介護予防支援・第1号指定介護予防支援事業重要事項説明書

指定介護予防支援・第1号指定介護予防支援事業のサービス提供開始にあたり、事業所が説明すべき重要事項は、次のとおりです。

## 1 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

指定介護予防支援又は第1号指定介護予防支援事業（以下「介護予防支援等」といいます。）は、利用者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、心身の健康の保持及び生活の安定のため、適切な介護予防支援等を提供することを目的とするものです。

### (2) 運営方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう支援します。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って公正中立な業務に努めることとし、関係市町村や指定居宅介護支援事業者、指定介護サービス事業者及び住民の自発的なサービスも含め、様々な取組を行うものとの連携に努めます。

## 2 事業所の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	標茶町地域包括支援センター
事業所の所在地	川上郡標茶町開運4丁目2番地 標茶町ふれあい交流センター内
事業所の電話番号	015-485-1515
事業所のFAX番号	015-485-2177
事業所番号	第0104300025号

### (2) 職員の職種、人数、及び職務内容

- ① 管理者 1名（常勤職員又は常勤職員の兼務）

管理者は、事業所の従事者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業所運営に必要な指揮命令を行います。

② 担当職員 3名以上（常勤職員又は常勤職員の兼務）

担当職員は、介護予防支援等に関する知識を有し、介護予防サービス計画の作成及び指定介護予防サービス事業者等との連絡調整等、介護予防支援等の提供及び要介護認定調査業務を行います。

③ 事務職員 1名（常勤職員又は常勤職員の兼務）

必要な事務を行います。

### 3 開設日及び開設時間

#### (1) 開設日

月曜日から金曜日までとし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1月2日及び1月3日並びに12月29日から12月31日は開設しません。

ただし、町長が特に必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休所する場合があります。

#### (2) 開設時間

午前8時45分から午後5時30分までです。ただし、相談に関する業務については、その限りではありません。

### 4 介護予防支援等の提供内容、方法

#### (1) 提供内容

介護予防サービス計画の作成

#### (2) 提供方法

居宅訪問を行うほか、施設内に相談室を設置して、来庁相談にも対応いたします。

### 5 利用料及びその他の費用

#### (1) 介護予防サービス計画費

利用者は、当事業所が提供する介護予防支援等に対する費用として、標茶町介護保険条例施行規則に規定された利用料がかかります。ただし、当事業所が、介護保険法に基づき、利用者に代わって、利用料に相当する保険給付を受領する場合はこの限りではありません。

利用者の介護保険料の滞納等により、介護保険から介護予防サービス計画費に相当する給付を受領することができない場合は、介護予防サービス計画費の全額を一旦お支払いいただく場合があります。

また、この介護予防サービス計画費には、指定介護予防サービス事業者との連

絡調整手数料・給付管理業務の報酬・要支援認定等の申請援助の報酬が含まれています。

## (2) 交通費

標茶町の区域外で行う場合の介護予防支援等に要した交通費は、その実費を徴収することがあります。

なお、この場合において、交通費は標茶町職員等の旅費支給条例に基づき、車賃で算出した額を適用します。

## 6 通常の事業の実施区域

事業の実施地域は、標茶町の区域内とします。

## 7 業務の委託

当事業所は、介護予防支援等の業務の一部を適切かつ介護予防支援等業務に関する知識等を有している介護支援専門員が配置されている指定居宅介護支援事業所に委託する場合があります。ただし、委託した場合においても事業の実施責任は、当事業所が負います。

## 8 利用者自身によるサービスの選択

利用者は、指定介護予防サービス事業者等の選定について、担当職員に対して複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができます。

利用者は、介護予防サービス計画の作成にあたって、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

## 9 高齢者虐待の防止に関する事項

当事業所では、利用者の権利擁護、虐待の発生または再発を防止するため、必要な措置を講じます。

## 10 業務継続計画の策定

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い、必要な措置を講じます。

#### 11 ハラスメント防止に関する事項

当事業所では、標茶町職員のハラスメントの防止に関する要綱に基づき、適切な指定介護予防支援の提供を確保するため、必要な措置を講じます。

#### 12 感染症の発生の予防及びまん延防止のための措置

当事業所では、適切な衛生管理を実施するとともに、感染症の発生の予防及びまん延を防止するための必要な措置を講じます。

#### 13 身体的拘束等の禁止

介護予防支援等の提供にあたり、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急のやむを得ない場合を除き、身体的拘束やその他利用者の行動を制限する行為は行いません。

ただし、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況や緊急やむを得ない理由について記録するものとします。

#### 14 苦情申立の制度

当事業所では、相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いているほか、市町村と北海道国民健康保険団体連合会にも相談窓口があります。

##### (1) 苦情受付窓口

担 当 者 標茶町地域包括支援センター

次 長

T E L 0 1 5 - 4 8 5 - 1 5 1 5      F A X 0 1 5 - 4 8 5 - 2 1 7 7

受付時間 午前8時45分から午後5時30分

##### (2) 行政機関その他の苦情受付機関

標茶町役場保健福祉課介護保険係	所在地 川上郡標茶町川上4丁目2番地 電 話 0 1 5 - 4 8 5 - 2 1 1 1 (代表) 受付時間 午前8時45分から午後5時30分
北海道国民健康保険団体連合会	所在地 札幌市中央区南2条西14丁目 電 話 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 6 1 (代表) 0 1 1 - 2 3 1 - 5 1 7 5 (直通) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分

15 事故発生時の対応及び損害賠償

(1) 事故発生時の対応

当事業所の担当職員が居宅訪問中及び相談支援中に、利用者及び家族において急病・けが・その他の事故が発生した場合、家族・主治医及び市町村に連絡し、適切な対応を致します。

(2) 損害賠償

介護予防支援等の提供にあたって、事業所の責に帰すべき事由により損害を与えた場合には、その損害について速やかに賠償いたします。

16 その他重要事項

担当職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密は厳守致しますので、ご安心してご利用下さい。

私は本書に基づいて、標茶町地域包括支援センター担当職員  
氏名 \_\_\_\_\_ より重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和      年      月      日

利用者      住所      標茶町 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(代筆者氏名) \_\_\_\_\_

利用者家族      住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

(代筆者氏名) \_\_\_\_\_